

安積疏水事業の実施背景と実施過程

A Background and Process of the Asaka Canal Project

○芦田 敏文*
ASHIDA Toshifumi

1. はじめに

本報告では、安積疏水事業の実施背景と実施過程を既存資料から整理し、若干の考察を行う。

2. 民間による疏水構想の立案と行動

安積原野に猪苗代湖の水を引水する構想は、近世後期から存在したとの記録がある。しかし、日橋川から会津側にのみ流出する猪苗代湖からの新規引水を主張することは困難であった。

戊辰戦争後の明治2（1869）年に旧会津藩領が政府直轄領とされてから、民間による疏水構想の事業化の動きが始まる。翌明治3年に、安積郡須賀川村の商人・小林久敬は、安積郡の旧名主層とともに疏水ルート of 現地踏査を行い、同年まず県（廃藩置県前の福島県）に、明治5年には国に疏水建設の建言書を提出した。国への建言書には、疏水建設工事において関係各村から労働者を提供すること、地元の豪農が建設費用の一部を負担することが述べられている（「開墾之儀建言書」）。また、翌明治6年に小林が国に上申した水路開削費見積では、疏水基幹水路の開削は公費負担を申し出る一方、村内の支線水路は受益農民による自力開削を申し出ている。これらのことから、当時の農民の疏水開削に対する強いニーズを確認できる。

3. 土族授産策としての国策事業－政治的背景－

安積疎水事業の実施背景として、明治維新後の土族授産政策の必要性を指摘しておかねばならない。明治維新により武士の身分・役割を失った土族への禄制が財政を圧迫し、政治的に喫緊の課題となっていた。開墾・移住の保護奨励は、土族授産の主たる方法の1つであった。政府は明治3（1870）年末、内地開墾の奨励保護と北海道の開拓を目的として開墾局を設置していたが、明治6年12月、政府は土族授産策の一つとして「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」を定めた。この規則は、還禄土族（秩禄奉還を申し出た土族）を対象として官有地・荒蕪地を半額で払い下げる内容であり、明治8年6月まで僅か1年半の制度にもかかわらず8万5千町歩の払い下げ実績があった。明治9年の秩禄処分（土族への禄制完全廃止）後には、西南戦争が勃発するなど、土族授産政策の政治的重要性はさらに高まった。そこで政府は、開墾・移住の奨励にとどまらず大規模な国営開墾事業を企図するに至る。この端緒として実施されたのが安積疎水事業である。疏水基幹水路建設費46万円余は全額国費で賄われた。

4. 県の開墾事業（大槻原開墾）とのかかわり

明治5（1872）年、福島県は独自の土族授産策として大槻原開墾事業に取り組み始めた。安積疎水事業とは別途、用水源としてため池2つが新規築造されたが、開拓掛に任命された旧名主層が事業推進に疏水開削が不可欠であることを繰り返し説いたとの記録がある。明治9年4月、開墾地に新村（桑野村）が設置され事業は一応の区切りをみた。同年の東北行幸において本事業が披露されたことで国営開墾事業の候補地として政府の目にとまり、翌明治10年、国の現地検査を経て、内務卿大久保利通による殖産興業策も兼ねた疏水計画の上申につながった。

* 農研機構農村工学研究部門 National Institute for Rural Engineering, NARO

5. 疏水工事への村の積極的な負担

安積疎水の設計・施工では、用水量計算を踏まえた設計、ダイナマイト・セメント使用等の新技術も活用されたものの、多くは近世から用いられていた技術の踏襲であったとされる。このため安積疎水の建設には、多くの労働者人工を要した。前述のとおり、建言書および水路開削費見積には、関係各村からの労働者の提供と、村内支線水路の自力開削の旨が記載されていた。受益諸村が主に自村に関わる水路の開削工事への労働者提供を願い出た記録や、受益諸村が連名で開削式典費用の金員寄付を願い出た記録も残っている。これらは、農民側から自発的に事業に対する労働・金員提供を申し出た記録であり、農民の疎水建設の大きな期待を如実に示すものである。またこれらの事実は、複数村を受益地とする大規模疎水の建設が、関係諸村同士の連帯形成の契機になったことも示唆している。

6. 広域水利組合の成立

完工後の疎水の管理主体は、国・県を経て最終的には民間組織に引き継がれた。明治 17(1884)年、疎水関係 36 ヲ村と村内士族開墾団の代表で疎水路維持法聯合会が設置される。このとき、水利費を反当で設定し、村単位で徴収する取り決めがなされた。最終的には明治 23 年の水利組合条例の制定を受けて、翌明治 24 年に猪苗代疎水路普通水利組合が成立した。

7. 用水事業としての効果

疎水完工翌年の明治 16 (1883) 年の記録では、古田反収 1 石 7 斗 5 升が平年反収 1 石 4 斗 5 升を 20%上回っていた。また同年は干害年であったため疎水への評価は高まった。一方で新田反収は 7 斗にとどまっておろ、短期的には古田に対する効果が大きかったといえる。疎水受益面積は徐々に増加し、明治 18 年には古田 2,630 町・新田 298 町、明治 29 年には古田 3,181 町・新田年 1,068 町に達し、安積疎水は、安積原野の生産力向上に大きく寄与した。

8. まとめと考察

安積疎水事業は、民間からの発意と国家への請願を端緒としたが、当時の社会情勢を踏まえた士族授産策および殖産興業策を具現化するための国家プロジェクトとして実現した。本事業には多額の国費が投入されたが、民間側も、主体的に建設工事における労働者の提供や、資本提供を行っており、事業推進に大きな役割を果たしたといえる。安積疎水事業を実現するための官・民双方の強い熱意と行動力を確認できる。

翻って現代の土地改良事業を取り巻く状況を鑑みると、農村地域の高齢化・人口減少による活力減少により、村・農民側の主体的な事業企画力・行動力も低下している。このため、ここでみたような村・農民側の発意・行動による事業構想はきわめて限定的と思われる。そこで、都道府県・市町村の地方自治体が、地域にとって適切な事業構想を企画する、あるいは、地域の主体的な事業構想の立案を支援する等、事業コーディネータとしての役割を果たすことの重要性が高まっている。この役割を果たす主体として、当然ながら土地改良区にも期待がかかる。また、現在実施されている多面的機能支払事業や中山間地域等直接支払事業の副次的な政策効果として、農村組織の主体的な事業企画力・行動力の維持・向上効果の発現にも期待がかかる。

引用・参考文献 1) 吉田秀造：士族授産の研究、有斐閣(1942) 2) 矢部洋三：安積開墾政策史、日本経済評論社(1997) 3) 農林省農務局：明治年間灌漑排水事業資料(1929) 4) 織田完之：安積疎水志、安積疎水事務所(1905) 5) 農林省：岩代國安積岩瀬両郡内開墾ニ付建言、農務顛末第 5 卷(1956) 6) 郡山市：郡山市史第 4 卷近代(上)(1969) 7) 農業土木学会：農業土木史(1979) 8) 安積疎水百年史編さん委員会：安積疎水百年史(1982)